

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 51(オ)805	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 50(ネ)491
裁判年月日	昭和 51 年 12 月 14 日	原審裁判年月日	昭和 51 年 3 月 25 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 119 号 311 頁		

判示事項	賃料延滞による土地賃貸借の解除と地上建物の借家人に対する催告の要否
裁判要旨	賃貸人が賃料延滞を理由として土地賃貸借契約を解除するには、賃借人に対して催告すれば足り、地上建物の借家人に対して右延滞賃料の支払の機会を与えなければならないものではない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人小牧英夫、同大音師建三、同宮後恵喜の上告理由について <u>賃貸人が賃料延滞を理由として土地賃貸借契約を解除するには、賃借人に対して催告すれば足り、地上建物の借家人に対して右延滞賃料の支払の機会を与えなければならないものではない。</u> 原審が適法に確定した事実関係によれば、被上告人の本件契約の解除権の行使が権利の濫用にあたるものということができないとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、独自の見解を主張し、原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 環昌一 裁判官 天野武一 裁判官 江里口清雄 裁判官 高辻正己 裁判官 服部高顕)

※参考：判例時報 842 号 74 頁